

教育長報告

1 2学期の小・中学校の教育活動について

2 教育未来会議について

(12/5・15・18)

3 令和7年第4回入間市議会定例会について

事業等報告（令和7年12月）

- | | |
|-------------------------------|---------|
| ① 主要行事予定について | (別紙資料1) |
| ② 令和7年第4回入間市議会定例会について | |
| ・ 一般質問答弁概要について | (別紙資料2) |
| ・ 入間市奨学基金条例等の一部を改正する等の条例について | (別紙資料3) |
| ・ 令和7年度一般会計補正予算（第4号）の審議結果について | (別紙資料4) |
| ・ 追加議案の審議結果について | (別紙資料5) |

令和7年度 主要行事予定表（1月～3月）

1月

月 日	曜 日	時 間	事 業 名	会 場	参 加 対 象	教育委員 出席依頼	担 当	課
1月6日～2月15日		9:00～17:00	むかしのくらしと道具展	博物館	子ども・一般		博物館	
1月7日	水	15:00～	入間市新年のつどい	産業文化センター	行政委員、連合区長会長、各種団体の長など	○	秘書広報課	
1月11日	日	10:00～	消防出初め式	彩の森入間公園	消防団員、関係団体の長、一般		市民安全課	
1月12日	月	10:00～15:30	入間市二十歳の集い	産業文化センター	20歳の方、教育長、教育委員	○	社会教育課	
1月14日	水	14:40～	国民保護訓練	武蔵中学校	教育長、関係者		危機管理課	
1月16日	金	13:15～	市町村教育委員会研究協議会（後期②）	オンライン	教育長、教育委員	○	教育総務課	
1月19日	月	13:30～	第7回西部教育事務所管内教育長会議	東松山市	教育長		教育総務課	
1月19日	月	15:00～	入間・比企地区市町村教育委員会連合会合同研修会	東松山市	教育長、教育委員	○	教育総務課	
1月23日	金	14:30～16:30	学校経営研修会（教頭の部）発表会	教育センター	教育長、教育委員	○	学校教育課	
1月25日	日	9:00～	彩の国郷土かるた入間市大会	武道館	教育長、教育委員、市子連加入児童	○	青少年課	
1月28日	水	10:00～	教育委員会定例会（1月）	市庁舎 501会議室	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課	
1月30日	金	10:00～	埼玉県都市教育長協議会第4回定例協議会	吉川市中央公民館	教育長		教育総務課	

※

2月

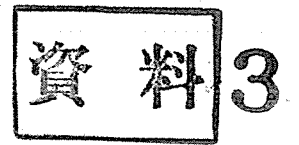
月 日	曜 日	時 間	事 業 名	会 場	参 加 対 象	教育委員 出席依頼	担 当	課
2月4日	水	15:00～	学校経営研修会（校長の部）発表会	教育センター	教育長、教育委員、関係者	○	学校教育課	
2月8日	日	12:00～16:00	入間市三曲連盟定期演奏会	産業文化センター	教育長、一般		社会教育課	
2月11日	水・祝	9:00～	武道祭	武道館	子ども～一般		スポーツ推進課	
2月12日	木	14:00～	第8回西部教育事務所管内教育長会議	飯能市民会館	教育長		教育総務課	
2月13日	金	9:30～	3月市議会定例会 開会	市庁舎 議場			議会事務局	
2月19日～22日	木～日	10:00～17:00	市美術協会小作品展	産業文化センター	一般		社会教育課	
2月20日～25日	金～水	9:30～16:45	入間市書道展	博物館	一般		社会教育課	
2月26日	木	15:00～	教育委員会定例会（2月）	市庁舎 501会議室	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課	

※印は、前月定例会の予定から変更が生じたものです。

令和7年度 主要行事予定表（1月～3月）

3月

月 日	曜 日	時 間	事 業 名	会 場	参 加 対 象	教育委員 出席依頼	担 当 課
3月1日	日	13:00～	金子地区芸能文化祭	金子地区センター	一般		金子地区センター
3月1日	日	13:10～	入間市文化協会芸能発表会	産業文化センター	教育長、一般		社会教育課
3月8日	日	10:00～16:00	市民謡連盟発表会	産業文化センター	教育長、一般		社会教育課
3月13日	金		中学校卒業証書授与式	各中学校	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課
3月15日	日	8:30～13:30	彩の森クロスカントリー大会	彩の森入間公園	小学3年生～一般	○	スポーツ推進課
3月16日	月	9:30～	3月市議会定例会 閉会	市庁舎 議場			議会事務局
3月24日	火		小学校卒業証書授与式	各小学校	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課
3月25日	水	13:00～	総合教育会議	市庁舎 大会議室	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課
3月25日	水	15:00～	教育委員会定例会(3月)	市庁舎 大会議室	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課
3月31日	火	15:30～	教育関係職員感謝状贈呈式	市庁舎 501会議室	教育長、教育委員、教職員、関係者	○	教育総務課



議案第91号

入間市奨学基金条例等の一部を改正する等の条例

条例 別記のとおり

令和7年11月25日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

本市以外が実施する奨学金制度の充実及び就学支援制度の拡充に伴い、本市が実施する奨学金について新規奨学生の受付を終了するとともに、遺児奨学基金については廃止したいので、この案を提出するものである。

入間市奨学基金条例等の一部を改正する等の条例

(入間市奨学基金条例の一部改正)

第1条 入間市奨学基金条例（平成26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

(入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1 奨学生選考委員会の項を削る。

別表第3 奨学生選考委員会委員の項を削る。

(入間市遺児奨学基金条例の廃止)

第3条 入間市遺児奨学基金条例（昭和49年条例第54号）は、廃止する。

(入間市奨学生選考委員会条例の廃止)

第4条 入間市奨学生選考委員会条例（昭和55年条例第28号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に第1条の規定による改正前の入間市奨学基金条例第7条の規定により決定を受けている貸付けについては、なお従前の例による。



入間市奨学基金条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
第6条 削除	（貸付けの申請） 第6条 奨学資金の貸付けを受けようとする者は、市長に申請しなければならない。 （貸付けの決定） 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査し、その可否を決定し、申請者に通知しなければならない。
第7条 削除	

入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表
（第2条関係）

改正案

別表第1（第2条関係）

報酬

職名	区別	金額	備考
教育委員会の項～いじめ問題調査審議会の項略			
学校運営協議会の項～その他の非常勤職員の項略			

別表第3（第5条関係）

費用弁償

職名	費用弁償額 1日（1回）	備考
教育委員会委員の項～いじめ問題調査審議会委員の項 略		
学校運営協議会委員の項～その他の非常勤職員の項 略		

現 行

別表第1（第2条関係）

報酬

職名	区別	金額	備考
教育委員会の項～いじめ問題調査審議会の項略			
奨学生選考委員会	委員長	日額 7,500	
	委員	7,000	
学校運営協議会の項～その他の非常勤職員の項略			

別表第3（第5条関係）

費用弁償

職名	費用弁償額 1日（1回）	備考
教育委員会委員の項～いじめ問題調査審議会委員の項 略		
奨学生選考委員会委員	1,000	
学校運営協議会委員の項～その他の非常勤職員の項 略		

資料 4

令和7年度一般会計補正予算（第4号）の審議結果について

- 1 一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正です。

歳入歳出予算は、予算現計額557億9,960万3千円から、歳入歳出それぞれ13億8,765万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を544億1,195万2千円とするものです。

□ 歳入歳出予算について

【歳入のうち主なもの】（新規または補正額3,000千円以上の主なもの）

No.	内 容	補正予算額 (千円)	増減の主な理由等
1	国庫補助金／学校施設環境改善交付金	△21,657	交付額の確定に伴う減 ・補助率1/3
2	国庫補助金／学校施設環境改善交付金（学校給食センター分）	△179,296	交付金が見込めないことに伴う減 ・補助率1/2、1/3
3	市債／小学校校舎便所改修事業債	+50,500	起債対象事業（小学校校舎便所改修事業）の国庫補助金の減に伴う増
4	市債／小学校給食調理室改修事業債	+9,900	藤沢北小学校給食室換気設備改修工事の実施に伴い、新たに市債を借り入れるもの 【歳出No.1に対応】
5	市債／学校給食センター更新事業債	+266,300	起債対象事業（学校給食センター更新事業）の国庫補助金の交付が見込めないことに伴う増

【歳出のうち主なもの】（主に新規または補正額3,000千円以上のもの）

No.	内 容	補正予算額 (千円)	増減の主な理由等
1	小学校費／施設整備事業	+13,200	藤沢北小学校給食室換気設備改修工事に伴い、工事請負費を計上するもの 【歳入No.4に対応】

□ 繰越明許費について

（1）追加（1件）

No.	事 項	事業費(千円)	設 定 理 由
1	藤沢北小学校給食室換気設備改修工事	13,200	改修までに相当な期間を要することから年度内の完了が見込めないため事業費を繰り越すもの（令和8年10月30日完了予定）

□ 地方債について

(1) 追加 (1件)

No.	起 債 の 目 的	限度額 (千円)	追 加 理 由
1	小学校給食調理室改修事業	9,900	藤沢北小学校給食室換気設備改修工事に対し市債を借り入れるもの

(2) 変更 (2件)

No.	起 債 の 目 的	限度額 (千円)		変 更 理 由
		変更前	変更後	
1	小学校校舎便所改修事業	86,200	136,700	起債対象事業費(小学校校舎便所改修事業)の国庫補助金の減に伴う借入額の増
2	学校給食センター更新事業	2,674,700	2,941,000	起債対象事業費(学校給食センター更新事業)の国庫補助金の交付が見込まないことに伴う借入額の増

資料 5

議案第100号

入間市立学校給食センター建設工事（建築工事）請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 契約の目的 入間市立学校給食センター建設工事（建築工事）
- 2 契約金額
 - (1) 変更前 1, 509, 035, 000円
 - (2) 変更後 1, 515, 602, 000円
- 3 契約の相手方 埼玉県飯能市双柳760-14
細田建設株式会社
代表取締役 細田光利

令和7年12月17日提出

入間市長 杉島理一郎

提案理由

入間市立学校給食センター建設工事（建築工事）の請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

入間市立学校給食センター建設工事（機械設備工事）請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 契約の目的 入間市立学校給食センター建設工事（機械設備工事）
- 2 契約金額
 - (1) 変更前 2,029,500,000円
 - (2) 変更後 2,078,637,000円
- 3 契約の相手方 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-9-1
株式会社アベックエンジニアリング
代表取締役 縣 俊 明

令和7年12月17日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

入間市立学校給食センター建設工事（機械設備工事）の請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第103号

西武中学校既存校舎等解体工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 西武中学校既存校舎等解体工事 |
| 2 履行期限 | 令和9年3月19日 |
| 3 契約金額 | 481,580,000円 |
| 4 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 契約の相手方 | 埼玉県川越市新宿町1-14-22
中央建設協同組合 川越営業所
所長 大熊 守 |

令和7年12月17日提出

入間市長 杉島 理一郎

提 案 理 由

西武中学校既存校舎等解体工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第25号

入間市奨学資金貸付規則の一部を改正する等の規則について

条例 別記のとおり

令和7年12月25日

入間市教育委員会

教育長 中 田 一 平

提 案 理 由

入間市奨学基金条例の一部改正、入間市遺児奨学基金条例及び入間市奨学生選考委員会条例の廃止に伴い、関係規則の一部改正及び廃止をしたいので、この案を提出するものである。

入間市奨学資金貸付規則の一部を改正する等の規則

(入間市奨学資金貸付規則の一部改正)

第1条 入間市奨学資金貸付規則（平成26年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条及び第4条 削除

第6条第1項中「教育委員会」を「入間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第8条第1項中「奨学生選考委員会の意見を聴かなければならない」を「教育委員会定例会又は臨時会で協議の上、決定するものとする」に改める。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号から様式第4号まで 削除

(入間市遺児奨学金支給規則の廃止)

第2条 入間市遺児奨学金支給規則（昭和49年教委規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

入間市奨学資金貸付規則新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<u>第3条 削除</u>	<u>(貸付けの申請)</u> <u>第3条 条例第6条の規定による申請は、入間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める時期に、奨学資金貸付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出してしなければならない。</u> <u>(1) 申請者世帯調書（様式第2号）</u> <u>(2) 奨学生推薦書（様式第3号）</u> <u>(3) 入学許可書又は在学証明書</u> <u>(4) 在学学校又は最終卒業学校の成績証明書</u> <u>(5) 生計を一にする者のうち収入のあるものの所得が確認できる書類</u> <u>(6) 家賃が確認できる書類（賃貸住宅に居住する場合に限る。）</u> <u>(7) 連帯保証人の印鑑登録証明書</u> <u>(8) 連帯保証人の住民票の写し（住所が入間市以外の場合に限る。）</u> <u>(9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類</u> <u>(貸付けの決定)</u>
<u>第4条 削除</u>	<u>第4条 教育委員会は、条例第7条の規定により貸付けの可否を決定するときは、入間市奨学生選考委員会条例（昭和55年条例第28号）の規定により設置された入間市奨学生選考委員会（第8条第1項において「奨学生選考委員会」という。）の意見を聴かななければならない。</u> <u>2 条例第7条の規定による通知は、奨学資金貸付決定・却下通知書（様式第4号）により行う。</u>
<u>(奨学資金の額の増額及び減額)</u> <u>第6条 奨学生は、条例別表に規定する額の範囲内で奨学資金の額の増額又は減額を希望するときは、奨学資金増額・減額申請書（様式第5号）を入間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</u>	<u>(奨学資金の額の増額及び減額)</u> <u>第6条 奨学生は、条例別表に規定する額の範囲内で奨学資金の額の増額又は減額を希望するときは、奨学資金増額・減額申請書（様式第5号）を教育委員会</u> <u>に提出しなければならない。</u>

2 略

(貸付けの停止及び廃止)

第8条 教育委員会は、条例第10条第2項第4号から第7号までのいずれかに該当することにより奨学金の貸付けを停止し、又は奨学資金の貸付けを廃止するときは、教育委員会定例会又は臨時会で協議の上、決定するものとする。

2 略

2 略

(貸付けの停止及び廃止)

第8条 教育委員会は、条例第10条第2項第4号から第7号までのいずれかに該当することにより奨学金の貸付けを停止し、又は奨学資金の貸付けを廃止するときは、奨学生選考委員会の意見を聴かなければならない。

2 略

入間市就学援助費支給要綱の一部改正について

1 改正の趣旨

就学援助では経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を支給しております。

就学援助費の準要保護者に対する就学援助費の支給費目、金額については、国の「要保護児童生徒援助費補助金」の国庫補助単価を参考に各自治体が定めており、入間市では、現在、校外活動費の宿泊無し及び宿泊有りとなしと就学旅行費については、保護者が均一に負担した経費の概ね実費額を支給しており限度額の設定は行っておりません。

近隣ダイヤ5市(所沢市、狭山市、飯能市、日高市)は、費目によって国庫補助単価額を支給または国庫補助単価を限度額として支給を行っており、限度額の設定を行っていない費目があるのは所沢市の修学旅行費のみとなっております。

当市でも国の基準に基づいて支給することにより、近隣他市の支給状況との整合性や公平性が保たれ、予算の見通しが立てやすくなるなど市財政の安定した運営につながると考えられることから、就学援助準要保護者への支給内容について見直しを行い、令和8年度より入間市就学援助費支給要綱の一部を改正するものです。

2 改正の内容

趣 旨 近隣他市との整合性と地域間の公平性を保つこと、国の定める基準に基づくことで財政の健全化に繋げ、持続可能な支援を提供するため、支給内容の見直しを行い、「入間市就学援助費支給要綱」の支給内容を一部変更する。

変更する支給費目 ①校外活動費(宿泊無し)

【現在】

支給内容 : 概ね実費(限度額無)支給

【見直し後】

支給内容 : 定額支給(国庫補助単価を年額とし12等分、申請月以後の月数を支給)

②校外活動費(宿泊有り)

【現在】

支給内容 : 概ね実費(限度額無し)

【見直し後】

支給内容 : 限度額範囲内(限度額=国庫補助単価)で概ね実費

③修学旅行費

【現在】

支給内容：概ね実費(限度額無し)

【見直し後】

支給内容：限度額範囲内(限度額＝国庫補助単価)で概ね実費

※国庫補助対象のもののみ

3 施行期日 令和8年4月1日 施行の日以後に実施する校外活動又は修学旅行に係る費用
に対する支給から適用

4 今後の予定 庁議協議 令和8年1月13日(火)
教育委員会議案 令和8年1月28日(水) 1月定例会

入間市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

入間市就学援助費支給要綱（平成23年告示第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

「

校外活動費	小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料等	準要保護者	校外活動に参加するために必要となる費用の実費	校外活動実施後の7月、10月、12月及び3月のいずれか
修学旅行費	小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	要保護者・準要保護者	修学旅行に参加するために必要となる費用の実費	修学旅行実施後の7月、10月、12月及び3月のいずれか

」

を

「

校外活動費（宿泊を伴わないもの）	小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が宿泊を伴わない校外活動に参加するために通常必要とする経費	準要保護者	毎年度国が定める基準額（年度途中に申請した場合は、当該基準額に12を除いて申請月以後の月数を乗じて得た額）	7月、10月、12月及び3月
校外活動費（宿泊を伴うもの）	小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が宿泊を伴う校外活動に参加するために通常必要とする経費	準要保護者	校外活動に参加するために必要となる費用の実費	校外活動実施後の7月、10月、12月及び3月のいずれか

泊を伴うもの)	る児童又は生徒が宿泊を伴う校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科料等		加するために必要となる費用の実費（毎年度国が定める限度額の範囲内）	後の 7 月、10、12 月及び 3 月のいずれか
修学旅行費	小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学科料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	要保護者・準要保護者	修学旅行に参加するために必要となる費用の実費（毎年度国が定める限度額の範囲内）	修学旅行実施後の 7 月、10 月、12 月及び 3 月のいずれか

に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、改正後の入間市就学援助費支給要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する校外活動又は修学旅行に係る費用に対する支給から適用し、同日前に実施する校外活動又は修学旅行に係る費用に対する支給については、なお従前の例による。

入間市就学援助費支給要綱新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）				
支給対象 費目	内 容	支給対 象者	支給額	支給時 期	支給対象 費目	内 容	支給対 象者	支給額	支給時 期
学用品費の項～新入学児童生徒学用品費の項 略					学用品費の項～新入学児童生徒学用品費の項 略				
校外活動 費（宿泊 を伴わな いもの）	小学校又は中 学校に在学す る児童又は生 徒が宿泊を伴 わない校外活 動に参加する ために通常必 要とする経費	準要保 護者	毎年度 国が定 める基 準額 （年度 途中に 申請し た場合 は、当 該基準 額に1 2を除 して申 請月以 後の月 数を乗 じて得 た額）	7月、1 0月、12 月及び 3月	校外活動 費	小学校又は中 学校に在学す る児童又は生 徒が校外活動 に参加するた めに直接必要 な交通費及び 見学料等	準要保 護者	校外活 動に参 加する ために 必要と なる費 用の実 費	校外活 動実施 後の7 月、10 月、12月 及び3 月のい ずれか
校外活動 費（宿泊 を伴うも の）	小学校又は中 学校に在学す る児童又は生 徒が宿泊を伴 う校外活動に 参加するため に直接必要な 交通費及び見 学料等	準要保 護者	校外活 動に参 加する ために 必要と なる費 用の実 費（毎 年度国 が定め る限度 額の範	校外活 動実施 後の7 月、10 月及び 3月の いずれ か	修学旅行 費	小学校又は中 学校に在学す る児童又は生 徒が修学旅行 に参加するた め直接必要な 交通費、宿泊 費、見学料及び 均一に負担す べきこととな るその他の経 費	要保護 者・準 要保護 者	修学旅 行に参 加する ために 必要と なる費 用の実 費	修学旅 行実施 後の7 月、10 月、12月 及び3 月のい ずれか
					医療費～日本スポーツ振興センター災害共済掛 金 略				

			園内)	
修学旅行費	小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	要保護者・標準要保護者	修学旅行に参加するために必要となる費用の実費（毎年度国が定める限度額の範囲内)	修学旅行実施後の7月、10月、12月及び3月のいずれか
医療費～日本スポーツ振興センター災害共済掛金 略				

入間市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則及び

入間市立小学校給食実施規則の一部改正について

1 改正の趣旨

市立小中学校における学校給食費につきまして、近年の著しい物価高騰を受け、現行の価格では、学校給食の質を維持することが困難な状況となっております。この状況を踏まえ、給食費の改定を行うものです。

なお、現在「入間市立学校給食センター運営委員会」に対して学校給食費の改定の必要性及び改定額等に関して諮問を行っており、1月には答申を得ます。

2 改正の内容

別紙「入間市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則及び入間市立小学校給食実施規則の一部を改正する規則」のとおり改正を行います。

3 施行日

令和8年4月1日

4 今後の予定

学校給食センター運営委員会 令和8年 1月 9日

庁議協議 令和8年 1月20日（予定）

教育委員会議案 令和8年 1月28日

入間市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則及び入間市立小学校給食実施規則の一部を改正する規則

(入間市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第1条 入間市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則（昭和59年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「5,100円」を「6,050円」に改める。

第4条中「基準額」の次に「（給食一食当たりの金額をいう。以下同じ。）」を加え、「12」を「11」に、「（円未満の端数は切り捨てる。）」を「とし、円未満の端数は切り捨てるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 給食費の基準額は、365円とする。

第5条中「の納付について」を削り、「毎月20日までに前月分を市に納入するものとする。」を「毎月末日（8月分は除く。）までに前月分を市に納付するものとする。」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、3月分、4月分及び5月分の給食費を納付する日については、この限りでない。

(入間市立小学校給食実施規則の一部改正)

第2条 入間市立小学校給食実施規則（令和6年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「4,400円」を「5,600円」に改める。

第6条中「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、「12」を「11」に改め、同条に次の一項を加える。

2 給食費の基準額は、329円とする。

第7条中「20日」を「末日（8月分は除く。）」に改め、同条ただし書中「5月分及び8月分」を「及び5月分」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月分の給食費から適用する。ただし、この規則による改正後の入間市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則第3条第1号及び第4条第2項の規定は、令和8年8月1日以後に実施する給食から適用し、同日前

に実施した給食に係る給食費及び給食費の基準額は、第3条第1号中「6,050円」とあるのは「6,580円」に、第4条第2項中「365円」とあるのは「397円」と読み替えるものとする。

入間市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
（給食費） 第3条 条例第6条に規定する給食費の額は、次のとおりとする。 (1) 生徒 月額 <u>6,050円</u> (2) 略 （給食費の基準額） 第4条 給食費の基準額（給食一食当たりの金額をいう。以下同じ。）は、前条各号に定めるそれぞれの月額に<u>11</u>を乗じ182で除した額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。 <u>2 給食費の基準額は、365円とする。</u> （給食費の納付） 第5条 給食費_____は、各学校長及び給食センター所長がこれを取りまとめ、<u>毎月末日（8月分は除く。）までに前月分を市に納付するものとする。ただし、3月分、4月分及び5月分の給食費を納付する日については、この限りでない。</u>	（給食費） 第3条 条例第6条に規定する給食費の額は、次のとおりとする。 (1) 生徒 月額 <u>5,100円</u> (2) 略 （給食費の基準額） 第4条 給食費の基準額_____は、前条各号に定めるそれぞれの月額に<u>12</u>を乗じ182で除した額（円未満の端数は切り捨てる。）_____とする。 （給食費の納付） 第5条 給食費の納付については、各学校長及び給食センター所長がこれを取りまとめ、<u>毎月20日までに前月分を市に納入するものとする。ただし、3月、4月、5月及び8月分については、この限りでない</u>_____。

入間市立小学校給食実施規則新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
（給食費） 第5条 児童及び職員の給食費の月額は、<u>5,600円</u>とする。 （給食費の基準額） 第6条 給食費の基準額（給食一食当たりの金額をいう。以下同じ。）は、前条に定める月額に<u>11</u>を乗じ187で除した額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。 <u>2 給食費の基準額は、329円とする。</u> （給食費の納付）	（給食費） 第5条 児童及び職員の給食費の月額は、<u>4,400円</u>とする。 （給食費の基準額） 第6条 給食費の基準額（給食一食当たりの金額をいう。_____）は、前条に定める月額に<u>12</u>を乗じ187で除した額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。 （給食費の納付）

第7条 給食費は、各小学校において学校長が取りまとめ、毎月末日（8月分は除く。）までに前月分を市に納付するものとする。ただし、3月分、4月分及び5月分_____の給食費を納付する日については、この限りでない。

第7条 給食費は、各小学校において学校長が取りまとめ、毎月20日_____までに前月分を市に納付するものとする。ただし、3月分、4月分、5月分及び8月分の給食費を納付する日については、この限りでない。

入間市立図書館設置及び管理条例の一部改正について

１ 改正の趣旨

入間市立図書館本館へ指定管理者制度を導入するため、図書館本館の管理について、地方自治法に基づく指定管理者制度を適用するとともに、所要の改正をするものです。

２ 改正の内容

別紙「入間市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例 改正案」のとおり改正を行います。

３ 施行日 令和９年４月１日

４ 今後の予定

庁議協議	令和７年１２月２３日
教育委員会協議	令和７年１２月２５日
教育委員会議案	令和８年 １月２８日

入間市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例

入間市立図書館設置及び管理条例（昭和59年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第4条を削る。

第5条中「教育委員会は」を「入間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は」に改め、「に、」の次に「入間市立図書館（以下「本館」という。）」、を加え、同条を第4条とする。

第6条中「分館の」を「本館及び分館の」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出しを「（職員等）」に改め、同条を第6条とする。

第8条中第2項を削り、第3項中「第1項」を「前項」に、「分館又はライブラリー」を「本館、分館及びライブラリー（以下「本館等」という。）」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第7条とする。

第9条中第2項を削り、第3項中「分館又はライブラリー」を「本館等」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第8条とする。

第10条中「館長又は」を削り、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

第12条中「館長又は」を削り、同条を第11条とする。

第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条中「法第14条第1項の規定に基づき」を「本館及び分館の円滑な運営を図るため」に改め、同条を第14条とする。

第16条中「及び分館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、本館及び分館の行う図書館奉仕につき、館長に対して」を「等の運営及び本館及び分館が行う図書館奉仕について」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とし、第18条から第20条までを一条ずつ繰り上げる。

第21条中「本館」を「社会教育課」に改め、同条を第20条とする。

第22条を第21条とする。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

入間市立図書館設置及び管理条例新旧対照表

改正案	現 行
(設置) 第1条 図書館法(昭和25年法律第118号) _____ _____第10条の規定に基づき、入間市立図書館を設置する。 (指定管理者による管理) 第4条 入間市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に、<u>入間市立図書館(以下「本館」という。)</u>、<u>入間市立図書館西武分館</u>、<u>入間市立図書館金子分館</u>及び<u>入間市立図書館藤沢分館</u>(以下これらを「分館」という。)並びにライブラリーの管理を行わせるものとする。 (指定管理者が行う業務の範囲) 第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>本館及び分館の図書館奉仕</u> (2) <u>本館及び分館の維持管理に関する業務</u> (3)~(5) 略 (職員等) 第6条 本館に館長その他必要な職員を、<u>分館に必要な職員を置く。</u> (休館日) 第7条 略 2 指定管理者は、<u>前項</u>の休館日のほか、<u>本館</u>、	(設置) 第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。<u>以下「法」という。</u>)第10条の規定に基づき、入間市立図書館を設置する。 (教育委員会による管理) 第4条 <u>入間市立図書館(以下「本館」という。)</u> <u>は、入間市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>が管理する。 (指定管理者による管理) 第5条 教育委員会は _____<u>、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)</u>に、 _____<u>入間市立図書館西武分館</u>、<u>入間市立図書館金子分館</u>及び<u>入間市立図書館藤沢分館</u>(以下これらを「分館」という。)並びにライブラリーの管理を行わせるものとする。 (指定管理者が行う業務の範囲) 第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>分館の図書館奉仕</u> (2) <u>分館の維持管理に関する業務</u> (3)~(5) 略 (職員) 第7条 本館に館長その他必要な職員を_____ _____<u>置く。</u> (休館日) 第8条 略 2 <u>教育委員会は、前項の休館日のほか、本館の管理上必要があるときは、臨時に本館の休館日を定め、又は休館日に開館することができる。</u> 3 指定管理者は、<u>第1項の休館日のほか、分館</u>

分館及びライブラリー(以下「本館等」という。)	又はライブラリー
の管理上必要があるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に本館等_____の休館日を定め、又は休館日に開館することができる。	の管理上必要があるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に分館又はライブラリーの休館日を定め、又は休館日に開館することができる。
(利用時間)	(利用時間)
第8条 略	第9条 略
2 指定管理者は、本館等_____の管理上必要があるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に本館等_____の利用時間を変更することができる。	2 館長は、本館の管理上必要があるときは、臨時に本館の利用時間を変更することができる。 3 指定管理者は、分館又はライブラリーの管理上必要があるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に分館又はライブラリーの利用時間を変更することができる。
(利用の禁止等)	(利用の禁止等)
第9条 _____指定管理者は、この条例の規定及び指示に従わない者に対しては、本館若しくは分館の資料又はライブラリーの教具教材の利用を一時停止し、又は禁止することができる。	第10条 館長又は指定管理者は、この条例の規定及び指示に従わない者に対しては、本館若しくは分館の資料又はライブラリーの教具教材の利用を一時停止し、又は禁止することができる。
2 _____指定管理者は、次の各号の一に該当すると認められる者に対しては、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。	2 館長又は指定管理者は、次の各号の一に該当すると認められる者に対しては、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
第10条 略	第11条 略
(貸出し)	(貸出し)
第11条 本館又は分館の資料(視覚障害者用録音資料を除く。)の貸出しを受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、_____指定管理者が特に必要と認めた者については、この限りでない。	第12条 本館又は分館の資料(視覚障害者用録音資料を除く。)の貸出しを受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、館長又は指定管理者が特に必要と認めた者については、この限りでない。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
2 視覚障害者用録音資料の貸出しを受けることのできる者は、前項各号のいずれかに該当する者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。	2 視覚障害者用録音資料の貸出しを受けることのできる者は、前項各号のいずれかに該当する者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。
(1) 略	(1) 略
(2) 前号に掲げる者のほか、_____指定管理者が特に必要と認めた者	(2) 前号に掲げる者のほか、館長又は指定管理者が特に必要と認めた者

3 略

第12条・第13条 略

(協議会)

第14条 本館及び分館の円滑な運営を図るため、
入間市立図書館協議会(以下「協議会」という。)
を置く。

(所掌事務)

第15条 協議会は、本館等の運営及び本館及び分
館が行う図書館奉仕について

_____意見を述
べる機関とする。

第16条～第19条 略

(庶務)

第20条 協議会の庶務は、社会教育課において処
理する。

第21条 略

3 略

第13条・第14条 略

(協議会)

第15条 法第14条第1項の規定に基づき_____
入間市立図書館協議会(以下「協議会」という。)
を置く。

(所掌事務)

第16条 協議会は、本館及び分館の運営に関し、
館長の諮問に応ずるとともに、本館及び分館の
行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述
べる機関とする。

第17条～第20条 略

(庶務)

第21条 協議会の庶務は、本館_____において処
理する。

第22条 略